

2022年2月4日

東北電力株式会社

女川原子力発電所の状況について

1. 各号機の状況について（2021年12月末時点）

(1) 1号機

- 2020年7月28日より、廃止措置作業を実施中。（詳細は別紙1参照）
- 今期間中に発見された法令に基づく国への報告が必要となる事象、ならびに法令に基づく国への報告を必要としないひび、傷等の事象なし。

(2) 2号機

- 2010年11月6日より、第11回定期事業者検査を実施中。
- プラント停止中の安全維持点検として、原子炉停止中においてもプラントの安全性を維持するために必要な系統の点検を行うとともに耐震工事等を実施中。
- 今期間中に発見された法令に基づく国への報告が必要となる事象、ならびに法令に基づく国への報告を必要としないひび、傷等の事象なし。

(3) 3号機

- 2011年9月10日より、第7回定期事業者検査を実施中。
- プラント停止中の安全維持点検として、原子炉停止中においてもプラントの安全性を維持するために必要な系統の点検を行うとともに耐震工事等を実施中。
- 今期間中に発見された法令に基づく国への報告が必要となる事象、ならびに法令に基づく国への報告を必要としないひび、傷等の事象なし。

2. 新たに発生した事象に対する報告

特になし

3. 過去報告事象に対する追加報告

- (1) 2021年2月13日の福島県沖を震源とする地震、3月20日宮城県沖を震源とする地震ならびに5月1日宮城県沖を震源とする地震後に確認された発電所設備等被害への対応状況
 - 各地震において、女川原子力発電所では、安全上重要な設備に異常はなく、周辺への放射性物質の影響もなかった。

(第155回女川原子力発電所環境調査測定技術会報告済み)

- 発電所主要設備への被害が6件確認され、そのうち5件は既に復旧している。引き続き、残り1件の復旧作業等を継続して実施していく。（詳細は別紙2参照）

4. その他（前回会議以降に公表した案件の概要）

（1）原子力規制検査における評価結果について

- 2021年11月17日、原子力規制委員会から2021年度第2四半期の原子力規制検査^{※1}の結果が公表され、「女川原子力発電所 中央制御室換気空調系における是正処置の未実施」について、重要度評価では「緑」、深刻度評価では「SLIV（通知なし）」との評価が示された。なお、是正処置については同11月30日に完了している。（詳細は別紙3参照）
- 2022年1月27日、2021年度第3四半期の原子力規制検査報告書（案）が示され、1～3号機に対する指摘事項はなかった。なお、第2四半期で検査継続案件とされていた「女川原子力発電所2号機制御建屋において不適切な作業計画により作業員が硫化水素によって被災した事象」については、指摘事項にはならなかったが、深刻度評価で「SLIV（通知なし）」との結果が示された。

※1 2020年4月より新たに開始された検査制度であり、事業者の保安活動を対象に、発電所に常駐する原子力規制庁の運転検査官が常時検査を行うもの。抽出された気付き事項の中から「指摘事項」および事業者が原因を除去して対応完了とする「軽微」に該当する案件の有無が確認され、該当する案件がある場合は、その重要度や深刻度の評価が行われる。

（2）女川原子力発電所モニタリングポストにおける計測値の伝送異常に係る原因と対策について

核物質防護に係る作業時に発生したものであるため、掲載内容を制限させて頂いております。

【事象の概要】

- 2021年12月7日15時50分頃、女川原子力発電所敷地境界の環境放射線を測定しているモニタリングポストNo. 1～6の計測値が伝送されない状態となった。^{※2}
- これに伴い、当社ホームページ、原子力規制庁および宮城県環境放射線監視センターへの伝送も停止した。その後、モニタリングポストからの計測値を伝送処理する装置（以下、「当該装置」）を再起動したことにより、計測値の伝送が復旧するとともに、同20時50分までに、当社ホームページ、原子力規制庁および宮城県環境放射線監視センターへの伝送を再開した。
- その後、調査した結果、当日、中央制御室に設置している当該装置で実施していた作業（以下、「当該作業」）において、伝送処理に必要な回路のプラグ（以下、「当該プラグ」）を誤って取り外したことによるものであることを確認した。

※2 伝送停止確認後、可搬型モニタリングポストの設置を行い、各箇所の可搬型モニタリングポストの計測値は衛星回線を通じて事務新館内の専用端末にて監視していた。

【事象発生の原因】

- 当該作業の実施にあたり作成した作業手順書に、プラグ等の部品の取り外しに関する対応方法が明記されていなかった。
- 当社担当者（保守作業担当グループ）は、作業担当者（協力会社作業員）から当該プラグの取り外しの可否について確認を受け、当該装置の取扱説明書を確認したが、当該プラグに関する記載がなかったこと、また、過去に設備の機能に影響を及ぼさない類似部品を取り外した経験があったことから、当該装置の機能に影響を及ぼす部品ではないと判断し、作業を指示した。

【再発防止対策】

- 当該作業の作業手順書に、部品の取り外しを行う際には、当該装置のメーカーに事前確認した後でなければ作業を行ってはいけない旨を明記する。
- 保守作業担当部門の社員を対象に、定期的な教育を実施し、部品の取り外し作業を行う際の事前確認の徹底を図る。
- 原子力部門の全社員が所有する、業務にあたっての心得などをまとめた冊子に、設備に接する作業を行う際には、作業内容やこれまでの作業経験の有無に依らず、当該設備の機能への影響有無について、技術的根拠に基づき確実に確認することを追記し、継続的な意識付けを図る。

(3) 女川原子力発電所2号機における新規制基準適合性審査の状況について

- 2020年2月26日、2号機における安全対策の基本方針・基本設計に係る「原子炉設置変更許可申請」について、原子力規制委員会より許可をいただいた。その後、設備の詳細設計に係る「工事計画認可申請」^{※3}について審査を受けていたが、2021年12月23日、認可をいただいた。
- 今後、運転管理体制などを定めた「原子炉施設保安規定変更認可申請」に関する審査についても、引き続き、適切に対応していく。
- また、現在進めている安全対策工事に着実に取り組むとともに、新規制基準への適合にとどまらず、より高いレベルでの安全確保に向けて、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に努めていく。

※3 2020年5月29日、9月30日、11月30日、2021年2月19日ならび3月31日に、「工事計画認可申請」の補正を行っている。（第153、154、155、156回女川原子力発電所環境調査測定技術会報告済み）

また、2021年11月24日、2号機の「工事計画認可申請」に関する6回目の補正書を、同年12月10日には2号機の「工事計画認可申請」に関する7回目の補正書を、原子力規制委員会に提出している。

(4) 女川原子力発電所2号機における有毒ガス防護に係る原子炉設置変更許可申請について

- 2021年12月16日、2号機における「原子炉設置変更許可申請書」を、原子力規制委員会に提出した。
- 今回の申請は、有毒ガス防護に係る「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の一部改正^{※4}（2017年5月1日）を踏まえ、中央制御室等の安全施設に係る設計方針について、有毒ガス防護に係る記載を追加するとともに、予期せず有毒ガスが発生した場合の手順・体制を新たに整備^{※5}するもの。
- なお、今回の申請にあたり、発電所敷地内外の薬品タンク等から有毒ガスが発生した場合の影響評価を行った結果、中央制御室の運転員等に与える影響はないことを確認していることから、新たな設備の設置および既設設備の変更はない。

※4 有毒ガスの発生時においても、中央制御室の運転員等が必要な操作等を行えるよう、発電所敷地内外からの有毒ガスの発生を想定した評価を行い、必要な場合には防護措置等を講じることなどが要求として追加されたもの。

※5 中央制御室の運転員等を防護するための自給式呼吸器の配備等。

(5) 女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請について

- 2022年1月5日、2号機における特定重大事故等対処施設^{※6}の設置について、宮城県ならびに女川町、石巻市に対し「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に基づく事前協議の申し入れを行った。
- また、2021年1月6日には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、「原子炉設置変更許可申請書」を原子力規制委員会に提出した。

※6 特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。本施設は、新規制基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）の設置が要求されている。

(6) 女川原子力発電所における工事車両との接触による負傷者発生について

- 2022年1月15日、女川原子力発電所構内（屋外）の電源設備に関わる安全対策工事において、当該作業に従事していた協力会社従業員1名が、工事車両（クレーン装置付きトラック）と接触した。
- このため、救急車を要請し、搬送された石巻市内の医療機関で受診したところ、治療のための手術および入院を要する旨の診断を受けた。
- なお、協力会社従業員の被ばくはなかった。今後、本事象が発生した原因を確認し、労働災害の防止に努めていく。

(7) 女川原子力発電所における当社従業員等の新型コロナウイルス感染症への感染について

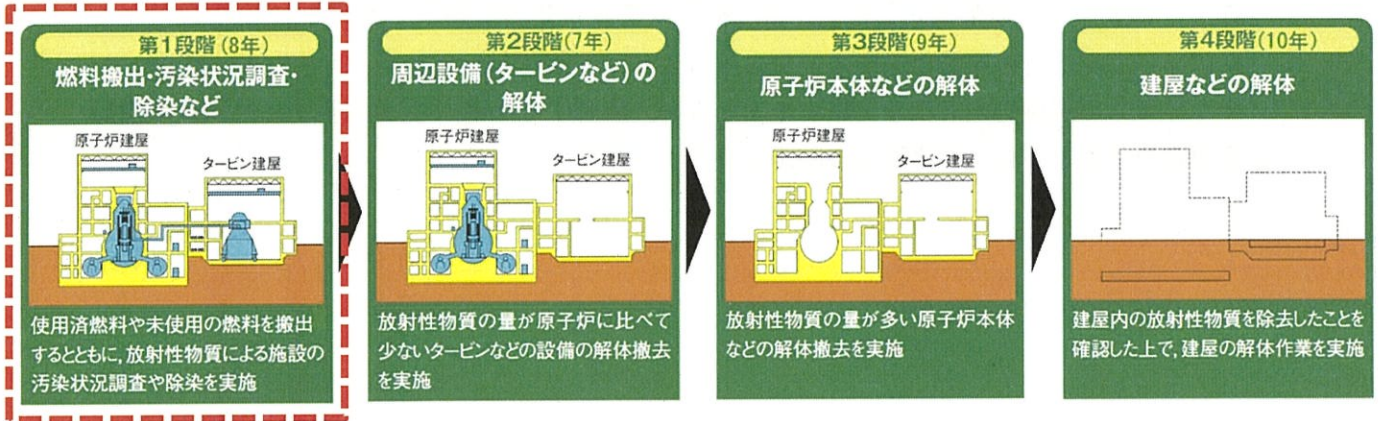
- 前回(2021年11月12日)の女川原子力発電所環境調査測定技術会報告以降、新たに女川原子力発電所に勤務する当社従業員2名と協力企業従業員26名の感染が確認され、これまで当社従業員3名および協力企業従業員62名の感染が確認されている。
- 女川原子力発電所の運営に必要な要員は確保されており、影響はない。引き続き、新型コロナウイルスの感染防止対策を実施するとともに、所管する保健所のご指導のもと、関係機関と連携を図りながら、感染拡大の防止に努めていく。

以上

女川原子力発電所 1号機の状況について


1. 廃止措置工程について

- ・ 1号機の廃止措置は、全体工程（34年）を4段階に区分して実施。
- ・ 2020年7月28日、廃止措置に係る作業に着手し、現在は第1段階の作業を実施。



注) 第2段階以降に実施する主な作業の詳細については、第1段階の中で実施する「汚染状況の調査」の結果等を踏まえて策定するとともに、あらためて廃止措置計画の変更認可申請を行うこととしている。

2. 廃止措置（第1段階）における作業状況の報告について

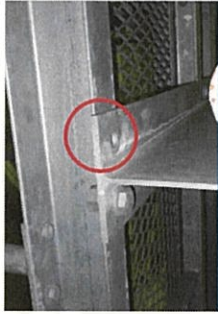

項目	主な作業内容
燃料搬出	・ 1号機から発生した使用済燃料や未使用の燃料に関する搬出工程を検討中
汚染状況の調査	・ 機器や配管の表面に付着した放射性物質による汚染状況を評価中(2020/11/2~2022/3/25(予定)) ・ 汚染レベル別の放射性廃棄物量算出のため、解体廃棄物量を調査中(2021/4/12~ 解体廃棄物量評価(タービン建屋内機器)に着手)
汚染の除去	・ 放射性物質による汚染が想定される機器や配管について、除染箇所、除染方法の検討中
設備の解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ タービン発電機用ガスボンベ建屋の解体工事に着手(2021/12/10~2022/3/17(予定))  <p style="text-align: center;">タービン発電機用ガスボンベ建屋(解体前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質による汚染のない区域に設置されている設備の解体範囲を検討中
放射性廃棄物の処理処分	・ 汚染状況の調査や設備の点検等に伴って発生した雑固体廃棄物等の放射性廃棄物を、圧縮減容等により処理し、固体廃棄物貯蔵所に保管中
その他	特になし

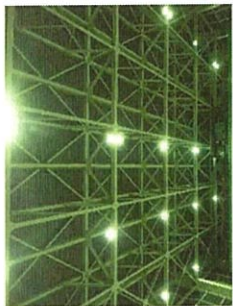
以上

2021年2月13日福島県沖を震源とする地震, 3月20日ならびに5月1日宮城県沖を震源とする地震後に確認された設備被害等への対応状況

発電所主要設備への被害が6件確認されたが, 安全上重要な設備に異常はなく, 5件は既に復旧している。残る1件である女川原子力発電所3号機原子炉建屋天井付近の点検用足場からの使用済燃料プール等へのボルト類の落下について, 復旧作業等についても引き続き対応し, 対応が完了するまで継続してお知らせしていく。

【主要設備の被害】 下線部が新たにお知らせする内容。

号機	場所	件名	事象の概要	写真	対応状況																								
3号機	原子炉建屋	使用済燃料プール等へのボルト類の落下 2月13日地震 3月20日地震 5月1日地震	<p>・2月13日の地震以降, 原子炉建屋最上階の天井付近に設置している点検用足場から, 20本のボルトおよび付随するナット・ワッシヤの脱落や点検用足場の構成部材の欠損を確認した。</p> <p>【個数内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認状況</th> <th>ボルト</th> <th>ワッシヤ</th> <th>ナット</th> <th>合計</th> <th>その他^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脱落したボルト等^{※2}</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>80</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>確認済^{※3}</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>28</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>未確認</td> <td>12</td> <td>27</td> <td>13</td> <td>52</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 点検用足場の構成部材と思われる落下物 ※2 ボルト1箇所当たり, ボルト1個, ワッシヤ2個, ナット1個の4部材で構成されているため, 計80個の部材が脱落しているものと推定 ※3 点検用足場, 床面, 使用済燃料プール内に落下を確認</p> <p>・なお, 放射線モニタの指示値や使用済燃料プール水の分析結果に異常はないこと, 落下物が軽量の部品であることから, 本事象による燃料集集体への影響はない。</p>	確認状況	ボルト	ワッシヤ	ナット	合計	その他 ^{※1}	脱落したボルト等 ^{※2}	20	40	20	80	9	確認済 ^{※3}	8	13	7	28	2	未確認	12	27	13	52	7	 <p>ボルトの脱落箇所 (例)</p>  <p>点検用足場の構成部材欠損箇所 (例)</p>	対応中
確認状況	ボルト	ワッシヤ	ナット	合計	その他 ^{※1}																								
脱落したボルト等 ^{※2}	20	40	20	80	9																								
確認済 ^{※3}	8	13	7	28	2																								
未確認	12	27	13	52	7																								

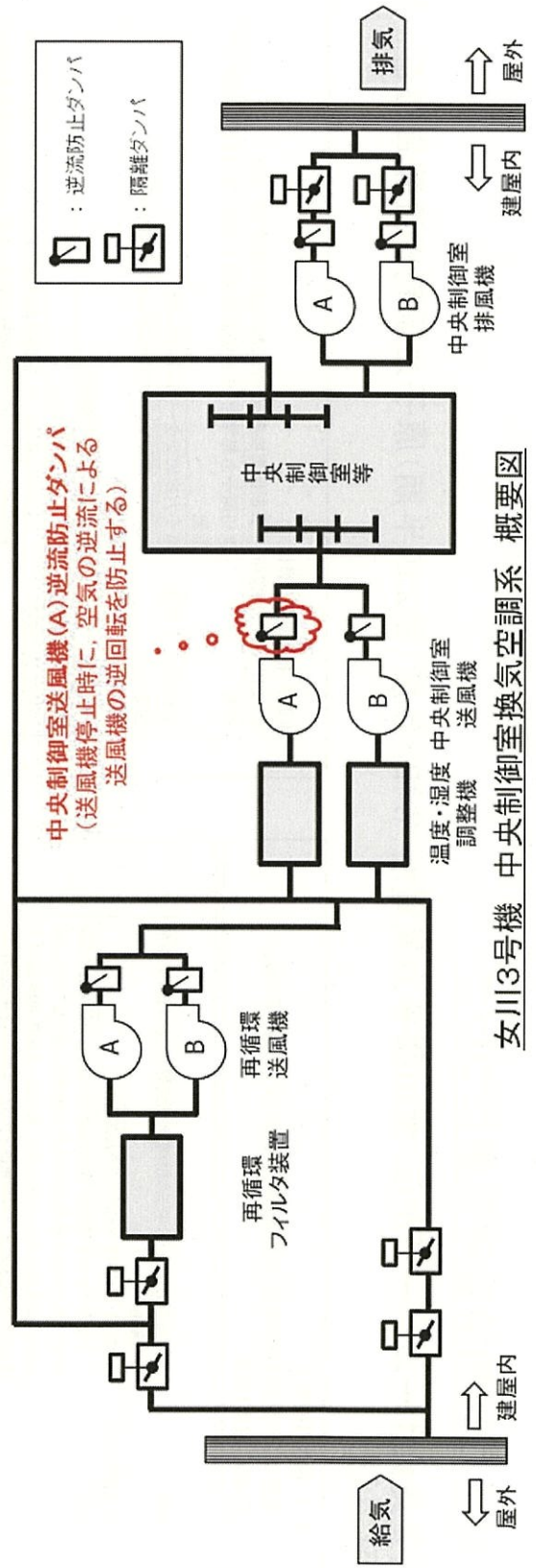
号機	場所	件名	事象の概要	写真	対応状況
〃	〃	〃	<p>〈これまでの対応状況・今後の予定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへのボルト等の異物混入防止を図る観点から、点検用足場下部および使用済燃料プール上部に養生シートを設置した。 ・ボルト等の落下を発生させないよう、6月28日から点検用足場の撤去作業を開始し、9月30日に全ての撤去が完了した。 <p>※点検用足場の撤去作業と干渉するため、点検用足場下部の養生シートは、作業開始前に撤去した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、使用済燃料プール内への落下物の回収に向けて、<u>新たな回収器具の製作や回収手順の確認等を行ってきたが、1月より落下物の回収作業を開始するとともに、水中カメラを使用し、他の落下物の有無について調査と回収を開始している。</u> ・当社としては、引き続き、使用済燃料プールをはじめ、各設備への異物混入防止対策を徹底していく。 ・なお、1,2号機原子炉建屋最上階には同様の点検用足場はなく、同様の事象は発生していない。 	 <p>点検用足場の撤去状況 (9月30日に撤去完了)</p>	〃

以上

女川原子力発電所 中央制御室換気空調系※における是正処置の未実施

- 2019年9月、予め定めた計画に基づき女川3号機中央制御室送風機をA号機からB号機に切替操作を実施した際、A号機の逆流防止ダンパが僅かに開いたまま閉まらないう状態となったため手動で閉止した。その後の点検において、当該ダンパを構成するボルトに摩耗が確認されたため、同10月にボルトの交換を行った。
- これまで当該ダンパの保全方式は、不具合確認後に修復を行う保全方式であったが、当該ダンパは安全上重要な系統の一部であり、事前に劣化の兆候を監視する上で適切ではなかったと判断し、定期的な点検を行う保全方式に見直すとともに、2号機中央制御室送風機の逆流防止ダンパの点検にも水平展開する方針とし、是正処置完了目標を2021年5月末とした。
- しかしながら、2021年8月の原子力規制検査において、保全方式の具体的な見直しに向けた検討に時間を要し、保全方式の見直しが完了していないことが確認された。(第158回女川原子力発電所環境調査測定技術会報告済)
- これを受けて、2021年11月17日に原子力規制委員会から2021年度第2四半期の原子力規制検査報告書が示され、2号機の逆流防止ダンパの保全方式の改善が遅れることで、劣化が進展した場合、逆流防止ダンパの開閉に影響を与える可能性があることから、検査指摘事項に該当し、重要度評価「緑」、深刻度評価「SLIV (通知なし)」との評価が示された。
- 2021年11月30日、不具合が確認された当該ダンパおよび当該ダンパの類似機器として抽出された女川2号機および3号機の換気空調系機器計147台について、不具合確認後に修復を行う保全方式から定期的な点検を行う保全方式に変更し、是正処置が完了した。

※発電所の運転・監視を行う中央制御室内の給排気を調整する系統。通常は、外気を一定量取り入れ・排気して中央制御室を換気を行う



女川3号機 中央制御室換気空調系 概要図

(参考1) 原子力規制検査報告書について

原子力規制委員会ホームページから、女川原子力発電所 令和3年度(第2四半期)原子力規制検査報告書を一部抜粋し、黄色マーカー一箇所追記

<p>3.1 検査指摘事項 重要度及び規制措置が確定した検査指摘事項は、以下のとおりである。 詳細は、別添1参照</p>									
(1)	<table border="1"> <tr> <td>件名</td> <td>女川原子力発電所 中央制御室換気空調系における是正処置の未実施</td> </tr> <tr> <td>検査運用ガイド</td> <td>BQ0010 品質マネジメントシステムの運用</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td>3号機中央制御室換気空調系逆流防止ダンパが閉止せず閉鎖状態となった不適合に対する是正処置の対象としていた、2号機同系の逆流防止ダンパ計5台については、約2年間経過していたにもかかわらず保全方式が見直されることなく点検が実施されていた。</td> </tr> <tr> <td>重要度/深刻度</td> <td>軽/SLIV(通知なし)</td> </tr> </table>	件名	女川原子力発電所 中央制御室換気空調系における是正処置の未実施	検査運用ガイド	BQ0010 品質マネジメントシステムの運用	概要	3号機中央制御室換気空調系逆流防止ダンパが閉止せず閉鎖状態となった不適合に対する是正処置の対象としていた、2号機同系の逆流防止ダンパ計5台については、約2年間経過していたにもかかわらず保全方式が見直されることなく点検が実施されていた。	重要度/深刻度	軽/SLIV(通知なし)
件名	女川原子力発電所 中央制御室換気空調系における是正処置の未実施								
検査運用ガイド	BQ0010 品質マネジメントシステムの運用								
概要	3号機中央制御室換気空調系逆流防止ダンパが閉止せず閉鎖状態となった不適合に対する是正処置の対象としていた、2号機同系の逆流防止ダンパ計5台については、約2年間経過していたにもかかわらず保全方式が見直されることなく点検が実施されていた。								
重要度/深刻度	軽/SLIV(通知なし)								
3.2	未決事項 なし								
3.3	検査継続案件 検査でパフォーマンスの劣化が確認された(その可能性があるものを含む)が、検査期間内にその事実関係が十分に確認できなかったために、検査を継続している事案は、以下のとおりである。 (1) <table border="1"> <tr> <td>件名</td> <td>女川原子力発電所1、2号機制御建屋において作業員が酸化水素によって被災した事象</td> </tr> <tr> <td>検査運用ガイド</td> <td>BM0110 作業管理</td> </tr> <tr> <td>事象の概要</td> <td>1号機放射性廃棄物処理建屋のラウンドレドレンシステムの沈降分層槽から酸化水素が発生し、制御建屋の管理区域入退域更衣室および女子更衣室に流出し、作業員7名が被災した。</td> </tr> </table>	件名	女川原子力発電所1、2号機制御建屋において作業員が酸化水素によって被災した事象	検査運用ガイド	BM0110 作業管理	事象の概要	1号機放射性廃棄物処理建屋のラウンドレドレンシステムの沈降分層槽から酸化水素が発生し、制御建屋の管理区域入退域更衣室および女子更衣室に流出し、作業員7名が被災した。		
件名	女川原子力発電所1、2号機制御建屋において作業員が酸化水素によって被災した事象								
検査運用ガイド	BM0110 作業管理								
事象の概要	1号機放射性廃棄物処理建屋のラウンドレドレンシステムの沈降分層槽から酸化水素が発生し、制御建屋の管理区域入退域更衣室および女子更衣室に流出し、作業員7名が被災した。								

<p>別添1 指摘事項の詳細 (1)女川原子力発電所 中央制御室換気空調系における是正処置の未実施</p>	
件名	女川原子力発電所 中央制御室換気空調系における是正処置の未実施
監視領域(小分類)	原子力施設安全一閉じ込めの機能
検査ガイド	BQ0010 品質マネジメントシステムの運用(PI&R)
検査項目	年次検査
検査対象	改善措置活動の奏効性
重要度/深刻度	軽/SLW(通知なし)
指摘事項の概要	<p>2019年9月23日、電源系統の負荷切替のため、3号機中央制御室送風機(A)から(B)に切替操作を実施した際、中央制御室送風機(A)逆流防止ダンパが閉止せず閉鎖状態となった。</p> <p>事業者が2019年10月23日に外観点検を実施した結果、リンク部ボルトに摩耗が確認され、ボルト摩耗がダンパ動作に悪影響を与えたものと判断したことから、(A)及び(B)号機のボルト交換を実施した。</p> <p>3号機の是正処置の対象としていた、2号機中央制御室換気空調系の逆流防止ダンパ計5台については、その後、約2年間経過していたにもかかわらず保全方式が見直されることなく点検が実施されていなかった。このことは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)第52条(是正処置等)の速やかに適切な是正処置を講ずることの要求事項を満足することに失敗している状態である。</p> <p>この失敗は、事業者が2号機中央制御室換気空調系の逆流防止ダンパを是正処置対象としており、適切に措置を講ずることが可能であったことから合理的に予測可能でありパフォーマンス劣化に該当する。</p> <p>是正処置対象である2号機逆流防止ダンパの点検を適切に行わないことにより、その劣化が進展した場合、中央制御室換気空調系のダンパの閉閉に影響を与える可能性があり「閉じ込めの維持」の監視領域(小分類)の目的に悪影響を及ぼしており、検査指摘事項に該当する。</p> <p>当該検査指摘事項に対し「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」に基づき評価を行った結果、安全重要度は「緑」と判定する。</p> <p>「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、深刻度の評価において考慮する「規制活動への影響」等の要素は確認されなかったため「軽/SLW(通知なし)」と判定する。</p>
事象の説明	2019年9月23日、電源系統の負荷切替のため、3号機中央制御室送風機(A)から(B)に切替操作を実施した際、中央制御室送風機(A)逆流防止ダンパ(以下「当該ダンパ」という。)が閉止せず閉鎖状態と

別添1-1

(参考2) 原子力規制検査について

- 原子力規制検査は、2020年4月より新たに開始された検査制度であり、事業者の保安活動を対象に、発電所に常駐する原子力規制庁の運転検査官が常時検査を行うものである。抽出された気付き事項の中から「指摘事項」または事業者が原因を除去して対応完了とする「軽微」に該当する案件の有無が確認され、該当する案件がある場合には、その重要度や深刻度の評価が行われる。
- 重要度の評価は、事業者の保安活動の劣化状態に応じて、「赤」、「黄」、「白」、「緑」の4段階に色付けされ、事業者は、その内容に応じた改善措置を行わなければならない。このうち「緑」は、事業者自らの改善措置活動による改善が求められる水準となっている。

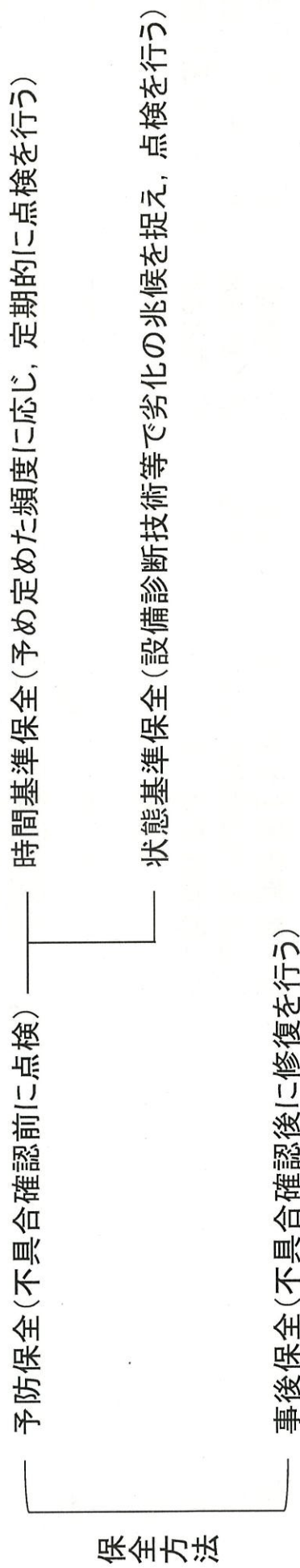
重要度		内容
高 ⇕ 低	赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きく、施設の使用などが許容できない水準
	黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

- 深刻度(SL: Severity Level)の評価は、重要度の評価結果を参考に、原子力安全または核物質防護への影響等により、「SL I」、「SL II」、「SL III」、「SL IV」の4段階で評価され、その評価結果に応じて、規制対応措置が決定される。なお、「SL IV」について、再発防止のための改善活動が適切に行われていない場合等は、規制対応措置が不要とされ、事業者への通知は実施されない。

深刻度		内容
高 ⇕ 低	SL I	原子力安全上又は核物質防護上重大な事態をもたらしたもので、またはそうした事態になり得たもの
	SL II	原子力安全上又は核物質防護上重要な事態をもたらしたもので、またはそうした事態になり得たもの
	SL III	原子力安全上又は核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたもので、またはそうした事態になり得たもの
	SL IV	原子力安全上又は核物質防護上一定の影響が限定的であるもので、またはそうした事態になり得たもの

(参考3) 保全計画の策定方法について

保全方式の種類(JEAC4209(原子力発電所の保守管理規定))



保全方式選定の考え方

原子炉停止中または運転中に原子力発電所を構成する設備および構築物等の点検を実施する場合、法令要求、故障の検知性等を勘案し、保全重要度を踏まえた上で保全実績、劣化、故障モード等を考慮し、適切な保全方式を選定する。

【時間基準保全】

- ✓ 関係法令等で時間基準保全が要求されている場合
- ✓ 消耗品の取替えを定期的の実施する必要がある場合
- ✓ 運転経験、劣化の進展予測等から、定期的な保全が妥当と判断する場合 等

【状態基準保全】

- ✓ 主要な劣化、故障モードに対応した状態監視データを適切に採取および評価でき、故障の兆候を捉え、適切な時期に保全作業等の処置ができる場合

【事後保全】

- ✓ 機器の故障による原子炉施設への安全性への影響(保全重要度低)・点検作業の時間、コスト・運転員、作業員への負担・効果的な保全タスクの有無

